# うちなーんちゅ応援プロジェクト

(沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策) 緊急支援金 (飲食店) 【申請受付要項】

本緊急支援金の内容について、申請方法や問合せ先が決まりましたので、 ご案内いたします。

## 【対象者】

「飲食店(居酒屋含む)」を経営されている事業者 ただし、バー、キャバレー、ナイトクラブなど、別添「参考資料1 (基本的に休止を要請する施設)」の休止要請の対象を除く

## 【受付期間】

令和2年4月30日(木)から同年6月15日(月)まで

## 【申請方法】

以下のいずれかの方法で申請することができます。

## (1) オンライン提出の場合

沖縄県電子申請システムから提出することができます。

https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList\_detail.action?tempString=2020shienkin 4月30日(木)9時から電子申請の受付を開始する予定です。 6月15日(月)23時59分までに送信を完了して下さい。

#### (2) 郵送での提出の場合

オンライン提出ができない場合には、申請書類を次の郵送先に提出すること ができます。6月15日(月)の消印有効です。 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお勧めします。

(郵送先) 〒900-0004 沖縄県那覇銘苅2−3−6那覇市 I T創造館4階 一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター 緊急支援金(飲食店)申請受付

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

#### 【問合せ先】

- 4月25日(十)~5月6日(水)  $9:00\sim18:00$ 沖縄県商工労働部 産業政策課 電話:098-866-2330(十日祝日含む)
- 5月7日(木)~6月15日(月)  $9:00\sim17:00$ 沖縄県支援金等相談センター 電話:098-851-9990 (土日祝日含む)

# みんなで未来を変えよう!沖縄5分の1アクション

## I 緊急支援金の概要

## ■趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、沖縄県は、「新型コロナウイルス感染症 沖縄県緊急 事態宣言」(令和2年4月20日)を行い、事業者の皆様に施設の使用停止や施設の営業時間の短縮(以下「休業等」といいます。)へのご協力をお願いいたしました(令和2年4月22日)。

感染症拡大の影響や、県からの自粛要請等により経済的な影響を受けている事業者のうち、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」といいます。)」に基づく休業要請の対象事業者とはならない「飲食店」で売上が減少している事業者を対象に、「沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策緊急支援金(以下「緊急支援金」といいます。)」を支給いたします。

## ■対象

「飲食店(居酒屋含む)」を経営されている事業者。

ただし、バー、キャバレー、ナイトクラブなど、別添「参考資料 1 (基本的に休止を要請する施設)」の休止要請の対象は除く。

※特措法に基づく休業要請の対象事業者向けに、今後支給予定の「感染症拡大防止協力金(仮称)」 と重複して受給することはできません。

※「飲食店」の業態については、令和2年4月1日時点で判断します。

## ■受付期間

令和2年4月30日(木)から同年6月15日(月)まで

※6月15日(月)の消印有効

## ■支給額

1事業者あたり一律10万円

#### Ⅱ 申請要件

本支援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者(以下「申請者」といいます。)とします。

- 1 沖縄県内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業及び個人事業主等で、特措法に基づく 休業要請の対象事業者とはならない「飲食店(居酒屋含む)」を経営されている事業者
- 2 食品衛生法第52条第1項に基づく保健所の許可(飲食店・喫茶店等の営業許可)を取得の上、 飲食店を運営している事業者
- 3 次のいずれかの場合で、令和2年4月1日以前に営業を開始し、売上げが減少している事業者

(1)業歴が1年以上の場合

令和2年2月から同年5月までの間で、前年同月と比べいずれかの月について売上が減少している事業者

(2)業歴が1年未満の場合

令和2年4月又は5月の売上が、それ以前の月より減少している事業者

4 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第 2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても 該当しないことが必要です。

また、上記の暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

## Ⅲ 申請手続き等

- 1 本緊急支援金の申請に必要な書類等の入手・提出方法(オンライン又は郵送での提出)
  - (1) オンライン提出の場合

沖縄県電子申請システムから提出することができます。

(申請に係るその他の添付書類もファイルを添付して提出できます。)

(URL) https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList\_detail.action?tempString=2020shienkin

4月30日(木)9時から電子申請の受付を開始する予定です。

6月15日(月)23時59分までに送信を完了して下さい。

- (2) 郵送での提出の場合
  - ア 申請書の入手方法
    - a 沖縄県ホームページ

以下のページからファイルをダウンロードして下さい。

(URL) <a href="https://www.pref.okinawa.lg.jp///site/shoko/seisaku/kikaku/covid-19/keizaisiensaku.html">https://www.pref.okinawa.lg.jp///site/shoko/seisaku/kikaku/covid-19/keizaisiensaku.html</a>
沖縄県感染症防止対策緊急支援金(飲食店)申請書兼口座振替依頼書兼請求書

b 沖縄県内の関係機関

以下の機関において、4月30日(木)9時から入手することができます。

ただし、感染症拡大防止のため、対面での受付・説明は行いません。

ご不明な点は5月6日までは沖縄県商工労働部産業政策課(866-2330)、5月7日以降は沖縄県支援金等相談センター(851-9990)へお問合せをお願いします。

- ○沖縄県庁(1階県民ホール)、沖縄県北部合同庁舎(1階名護県税事務所内)沖縄県中部合同庁舎(1階コザ県税事務所入口)、沖縄県宮古合同庁舎(2階総務課入口)沖縄県八重山合同庁舎(2階総務課入口)
- ○各地域の商工会及び商工会議所

#### イ 申請書の提出方法

オンライン提出ができない場合には、申請書類を次の郵送先に提出することができます。 沖縄県内の関係機関において、4月30日(木)9時から入手することができます。 6月15日(月)の消印有効です。簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお勧めします。

(郵送先)

〒900-0004 沖縄県那覇銘苅2-3-6 那覇市IT創造館4階 一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター 緊急支援金(飲食店)申請受付

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

#### 2 申請書類

以下の(1)から(5)までの資料を提出して下さい。必要に応じて追加資料の提出及び説明を 求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

- (1) 新型コロナウイルス感染症防止対策緊急支援金(飲食店)申請書兼口座振替依頼書兼請求書
- (2) 口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し(口座番号及び名義人氏名(フリガナ含む)が確認できる箇所)
- (3) 本人確認書類(写し)
  - ※以下の①又は②のいずれか確認できる書類を1つ
  - ① (法人) 法人代表者の運転免許証・パスポート・保険証等の書類
  - ② (個人) 運転免許証、パスポート、保険証等の書類
- (4) 売上げが減少していることの確認書類 ※以下の①、②又は③のいずれか
  - ①業歴が1年以上の場合

令和2年2月から同年5月までの間で、前年同月と比べ売上げが減少しているいずれかの月 について、本年及び前年の該当月の売上額を確認できる以下の書類

- ア 本年(売上が減少した月)の売上額:売上額を確認できる帳簿(様式は問わない)の写し
- イ 前年(売上を比較する月)の売上額:直近の確定申告書(税務署の受付印のあるもの)の 写し(確定申告が不要だった個人事業主は、売上額を確認できる帳簿(様式は問わない))
- ②業歴が1年未満の場合

令和2年4月又は5月の売上がそれ以前の月より減少していることについて、売上額を確認できる帳簿(様式は問わない)の写し

③中小企業信用保険法第2条第5項に基づくセーフティーネット保証4号若しくは5号、又は同法第2条第6項に基づく危機関連保証の適用について市町村長から受けた認定書の写し ※新型コロナウイルス感染症の影響に対する認定書に限る

#### (5) 飲食店の営業実態等の確認書類

※以下の①、②の全て

- ①食品衛生法第52条第1項に基づく保健所の許可(飲食店・喫茶店等の営業許可)を取得していることがわかる書類 (写し)
- ②店舗等の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類(宛名の記載のある検針票・領収書等の写し)※令和2年1月以降の月の利用実績

#### 3 支給の決定

本緊急支援金の要件に合致することを申請書等により確認の上、支給します。 5月中旬頃から順次、申請された口座に入金いたします。

#### 4 通知等

(1) 申請書類の審査の結果、本緊急支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知(不支給決定通知書)を発送いたします。

## IV 手続きに関する問合せ

本緊急支援金の申請等に関する不明点等に対応するため、以下のとおり相談をお受けします。

(1) 4月25日(土)~5月6日(水)9:00~18:00(土日祝日含む)

沖縄県商工労働部 産業政策課 電話:098-866-2330

(2) 5月7日(木)~6月15日(月)9:00~17:00(土日祝日含む)

沖縄県支援金等相談センター 電話:098-851-9990

## V その他

- 1 本緊急支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本緊 急支援金を返還していただきます。
- 2 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、沖縄県は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

# ※緊急支援金の支給を装った 詐欺にご注意ください!!

## 【別紙1】

## ○基本的に休止を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請內容】
	ナイトクラブ	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	バー	対象	(=休業要請)
	スナック	対象	
	ダンスホール	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	ライブハウス	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	場外馬(車・舟)券場	対象	
大学・学習	大学	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施
塾等	専修学校(高等専修学校を除く)・各種学 校	対象	設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	専門学校	対象	(=休業要請)
	日本語学校	対象	- 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】
	外国語学校	対象	┃♥♥┃ ┃施設の使用停止及び催物の開催の停止について
	インターナショナルスクール	対象	協力を依頼(特措法によらない協力の依頼)。
	自動車教習所	対象	ただし、100平方メートル以下の施設について
	学習塾	対象	は、営業を継続する場合にあっては、適切な感
	英会話教室	対象	- 染防止対策の徹底を依頼 
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道教室	対象	
	書道教室	対象	
	そろばん教室	対象	]
	その他の教室(バレエ、絵画、体操等)	対象	]
	オンライン授業	対象外	]
	家庭教師	対象外	]

運動・遊技	体育館	対象	【要請内容】
施設	屋内・屋外水泳場	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。 ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用 停止の要請の対象とする。
	L ボウリング場	対象	
	<u></u> スケート場	対象	
		対象	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
	テーマパーク	対象	
	遊園地	対象	
	ゴルフ練習場(※)	対象外	【要請内容】
	バッティング練習場(※)	対象外	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	陸上競技場(☆) (※)	対象外	(=休業要請)
	野球場(☆) (※)	対象外	※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。
	テニス場(☆) (※)	対象外	☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。
	弓道場 (※)	対象外	1
劇場等	劇場	対象	【要請内容】
	観覧場	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	プラネタリウム	対象	<b>-</b> (=休業要請) 
	映画館	対象	1
	演芸場	対象	1
集会・展示	集会場	対象	【要請内容】
施設	公会堂	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
	展示場	対象	<b>-</b> (=休業要請) 
	貸会議室	対象	1
	文化会館	対象	1
	多目的ホール	対象	]
	博物館	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施
	美術館	対象	設】
	図書館	対象	<ul><li>一施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請</li><li>→ (=休業要請)</li></ul>
	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)	対象	】(- 小未安朗) 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施
	旅館(集会の用に供する部分に限る。)	対象	設】
	科学館	対象	施設の使用停止及び催物の開催の停止について
	記念館	対象	協力を依頼(特措法によらない協力の依頼)
	水族館	対象	1
	動物園	対象	]
	植物園	対象	]

集会・展示	神社	対象外	【要請内容】
施設	寺院	対象外	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	教会	対象外	
商業施設	ペットショップ(ペットフード売り場を除		【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請)
	<)	対象	
	ペット美容室(トリミング)	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼(特措法によらない協力の依頼)。
	(集客活動を行い、来場を促すもの)		
	古物商(質屋を除く。)	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	□ただし、100平方メートル以下の施設について □は、営業を継続する場合にあっては、適切な感
	おもちゃ屋	対象	→ 染防止対策の徹底を依頼
	囲碁・将棋盤店	対象	TO THE PROPERTY OF THE PROPERT
	DVD/ビデオショップ	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物屋	対象	
	旅行代理店(店舗)	対象	
	アイドルグッズ専門店	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業要請) 【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼(特措法によらない協力の依頼)。 ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼 ※主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、要請の対象外とする。
	ネイルサロン	対象	
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋	対象	
	フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
	展望室	対象	

文教施設	幼稚園	対象	【要請內容】
	小学校	対象	原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	